

第95号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正理由	2
2 改正内容	2
3 附属機関の概要	2
4 新旧対照表	4
5 【参考】平和公園（西地区）再整備基本計画	5

土 木 部

令和7年9月

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を廃止したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 附属機関の廃止

名 称	担 任 事 務
長崎市平和公園再整備基本計画 検討委員会	平和公園の再整備に係る基本計画の策定に関する重要事項の調査審議に関すること。

(2) 施行日

公布の日

3 附属機関の概要

(1) 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会

ア 廃止理由

本検討委員会は、高規格道路長崎南北幹線道路が、平和公園内の複数のスポーツ施設の上空を通過するため、長崎市平和公園再整備基本計画の策定において、都市づくりの考え方や周辺の土地利用の変化等を踏まえ、平和公園のあり方やスポーツ施設の再配置などについて、多様な関係者や関係機関の参画のもと公平・中立性の見地から審議を行うため、令和3年3月26日に条例を改正し、設置したものである。

令和7年5月21日に「平和公園（西地区）再整備基本計画報告書」を市長に提出し、当該委員会の調査審議が終了したため、附属機関から当該委員会を廃止するもの

イ 開催実績

(ア) 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会

開催回	開催日	議案
第1回	令和3年 7月27日	審議内容、スケジュール等
第2回	令和3年 9月28日	平和公園（西地区）の課題と基本方針
第3回	令和3年12月14日	ゾーニングとゾーン別の整備方針、動線・景観形成等の考え方
第4回	令和4年 8月25日	既存スポーツ施設再配置計画の基本的な考え方
第5回	令和5年 7月28日	スポーツ施設の再配置に関する再検討部会の設置
第6回	令和6年 5月22日	スポーツ施設の再配置先の評価に関する意見交換
第7回	令和7年 2月 7日	平和公園（西地区）の基本方針及びゾーニングとゾーン別整備方針
第8回	令和7年 3月26日	平和公園再整備基本計画について

(イ) 長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会

開催回	開催日	議案
第1回	令和5年 9月29日	スポーツ施設の再配置に関する委員の意見、委員による意見交換
第2回	令和5年11月 2日	スポーツ施設の再配置検討において留意すべき点や観点に関する意見交換
第3回	令和5年12月21日	スポーツ施設の再配置パターンに関する意見交換
第4回	令和6年 2月 7日	スポーツ施設の再配置先の評価に関する意見交換
第5回	令和6年 3月28日	スポーツ施設の再配置先の評価に関する意見交換
第6回	令和6年 5月22日	スポーツ施設の再配置先の評価に関する意見交換

4 新旧対照表

○長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	[略]	[略]	市長	[略]	[略]
	長崎市DX推進委員会	都市全体のデジタル化の推進に関する必要な事項の調査審議に関すること。		長崎市DX推進委員会	都市全体のデジタル化の推進に関する必要な事項の調査審議に関すること。
	<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>		長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会	平和公園の再整備に係る基本計画の策定に関する重要事項の調査審議に関すること。
	長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会	長崎まちづくりのグランドデザインの策定に関する重要事項の調査審議に関すること。		長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会	長崎まちづくりのグランドデザインの策定に関する重要事項の調査審議に関すること。
[以下略]			[以下略]		

5 【参考】平和公園（西地区）再整備基本計画

